

有識者派遣、政策情報提供等による総合的な支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、彩の国さいたま人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）が構成団体に対して行う有識者派遣、政策情報提供等による総合的な支援（以下「政策研究等に関する総合的な支援」という。）事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 広域連合に蓄積されている資源（人脈や情報等）を積極的に活用して構成団体及び構成団体職員に対し政策研究等に関する総合的な支援を行うことにより、構成団体の重要行政課題や緊急的行政課題等に関する政策研究や政策立案を支援する。

(支援内容)

第3条 支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広域連合事務局職員講師（以下「内部講師」という。）の派遣
- (2) 政策研究の対象となる行政課題等に係る有識者（以下「有識者」という。）の派遣
- (3) 政策形成に関する研修会の構成団体との共同開催等
- (4) 政策研究事業の運営にかかる助言等
- (5) 研究成果発表機会の提供
- (6) 研究活動に資する交流機会の提供
- (7) その他、政策研究や政策立案に関する支援

(内部講師の派遣)

第4条 広域連合は、構成団体の求めに応じて、政策形成概論等の講義を行う内部講師を派遣するものとする。

- 2 内部講師の派遣を求める構成団体は、内部講師派遣申請書（様式第1号）を広域連合に提出しなければならない。

(有識者の派遣)

第5条 広域連合は、構成団体の求めに応じて、政策研究の対象となる行政課題等に係る有識者を派遣するものとする。

- 2 有識者の派遣を求める構成団体（以下、「派遣希望団体」という。）は、有識者派遣申請書（様式第2号）を広域連合に提出しなければならない。
- 3 広域連合は、前項の申請があったときは、派遣の必要性及び有効性、派遣希望団体において予算が措置されていないことの確認等を行ったうえで、派遣の可否を決定する。
- 4 広域連合は、前項により有識者の派遣を決定したときは、当該有識者を派遣希望団体に派遣する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月7日から施行する。

(名称変更)

2 この要綱による改正前の「政策課題研究支援事業実施要綱」を、この要綱による改正後の「有識者派遣、政策情報提供等による総合的な支援事業実施要綱」に名称変更する。